

## 横浜市立新治小学校 はぐくみ運営協議会 会則

### (名称) 第1条

本会は、横浜市立新治小学校はぐくみ運営協議会（以下「はぐくみ運営協議会」という。）と称する。

2 前組織である「横浜市立新治小学校はぐくみ協働懇話会」の発足のねらいである「はぐくみ」及び「協働」の理念を継承し、これを重視するものとする。

### (目的) 第2条

はぐくみ運営協議会は、学校運営への参画の促進及び連携の強化を図ることにより、保護者及び地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善並びに児童の健全育成に取り組むことを目的とする。

### (組織) 第3条

はぐくみ運営協議会は、地域及び保護者の委員、学識経験者（1名）、並びに教育委員会が適当と認める者（学校代表としての校長）を含む**15名以内**の委員で構成し、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 事務局

2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自身を会長に指名することはできない。

3 副会長及び事務局員は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。代行の順位は、あらかじめ会長が定める。

6 事務局は、事業の推進並びに会議の記録及び広報を担当する。

7 はぐくみ運営協議会には、次の専門部会を置く。

(1) 学ぶ力を育む専門部会

(2) 規範意識を育む専門部会

(3) 生き抜く力を育む専門部会

8 各専門部会の委員長は、協議会の副会長が兼ねるものとする。

9 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (会議) 第4条

はぐくみ運営協議会の会議は、校長と協議の上、会長が招集する。

2 会議の議事は、会長又は会長が指名する者がこれを主宰する。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて校長に対し、報告又は説明を求めることができる。

6 校長は会議に出席し、意見を述べることができる。また、必要がある場合は、職員を出席させて意見を述べさせることができる。

7 会長は必要があると認めるときは、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

8 会議は、年4回以上開催するものとする。

### (評価及び広報) 第5条

はぐくみ運営協議会は、学校の運営状況等について評価を行い、十分な自己点検及び評価に取り組むものとする。

2 はぐくみ運営協議会は、その運営状況及び協議内容等について、地域住民及び保護者に対して積極的に情報提供を行うものとする。

**(附則)**

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、令和7年4月1日から名称を変更する。